

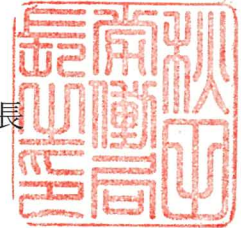
登録教習機関の休止について

下記機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「安衛法」という。）第77条第3項において準用する安衛法第49条の規定による登録教習機関業務休廃止の届出（休止）があったので、安衛法第112条の2第2項第1号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

令和8年6月8日

秋田労働局長



登録・休止・廃止等の区分	休 止
名 称	一般社団法人日本鳶工業連合会
所 在 地	東京都港区芝公園3丁目5番20号
代 表 者 の 氏 名	会 長 岡本 啓志
休止した技能講習の区分	足場の組立て等作業主任者技能講習
休 止 年 月 日	令和8年6月1日
休 止 の 期 間	令和11年3月30日